

子の立場から法整備を

神戸親和女子大 棚瀬一代教授に聞く



「子どもの立場になった法整備が不可欠」と話す棚瀬一代教授=神戸市北区鈴蘭台北町7、神戸親和女子大学

「離婚子ども」などの著者で、日米の離婚問題に詳しい神戸親和女子大学の棚瀬一代教授(臨床心理学)に聞いた。

—1980年代、米国で「単独監護」から「共同監護」に移行したのは、70年代に米国・カリフォルニア州で離婚家族や子どもの追跡調査が実施され、「離婚後も両親と頻繁かつ

継続的に交流する方が子ども

の発達によい」との結果

がでた。その後、ヨーロッパでも導入が進んだ。

—日本はなぜ単独親権のままなのか。

戦後、民法は全く変わっていない。世界が離婚後の子どもの養育について、親の都合でなく子どもの利益

といふ観点で法改正する

中、日本では家族に関する法律についての議論が深

まらなかつた。

—現行法の問題とは。

日本における離婚後の親子の引き離しは、もはや世

界的な問題だ。国際結婚して海外で暮らす日本人が、勝手に子どもを連れて帰国し離婚するため、欧米諸国から「拉致大国」と批判されている。

さらに、子どもを引き取った側も、別れた相手やその親に特別な感情を抱く余り、「いい子に育てねば」と自分を追い込む傾向がある。子育てのプレッシャーは相当で、子どももそんな親に別れた親への本音を言えず、離婚に対する怒りや悲しみを抑え込んでしまう。

—どうすれば、子どもの立場に立つた法整備が急務だ。虚偽のDVや虐待の申し立てをして、子どもを囲い込もうとする

悪質なケースもある。きちんと現状を見極められ専門家や、面会交流を取り持つ調整役の育成も必要だ。